

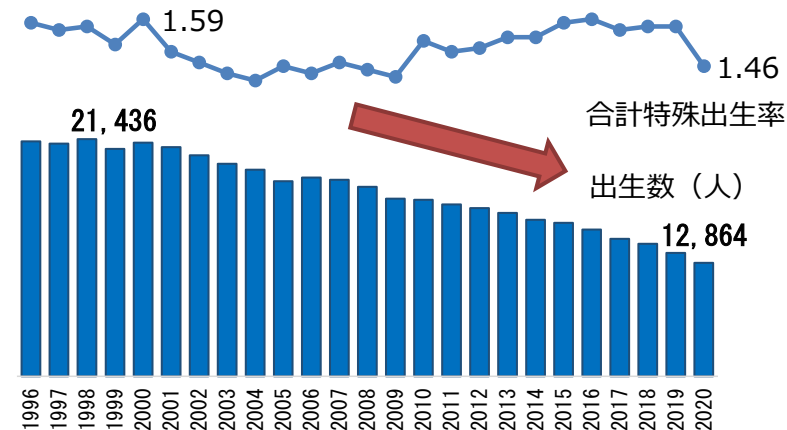
10 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

【内閣官房・内閣府・厚生労働省】

長野県の状況

●次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- ・長野県の合計特殊出生率（R2）は1.46で、全国平均（1.33）は上回ってはいるものの、出生数は年々減少するなど少子化に歯止めがかかっていない
加えて、コロナ禍による影響で、さらに加速化するおそれもあり、少子化対策は待ったなしの状況
- ・長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も厳しい経済状況にある家庭が増加するおそれ
生まれた環境にかかわらず、子どもが自ら未来を切り拓いていくためには、民間団体等と連携した食事支援、学習支援等の一層の充実が必要



厚生労働省「人口動態統計」

取組

○県民一体となった支援により、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

⇒ 県民一体となった支援に向けて、県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を行うとともに、3か年で集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を策定（R4.3.25）
「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3.10施行）

- ・「長野県婚活支援センター」を拠点として、AIを活用した「ながの結婚マッチングシステム（NAGANO ai MATCH）」、「婚活サポーター」の取組で出会いの機会を幅広く創出
- ・「妊活検診（不妊検査）」及び不妊治療における「先進医療」に対する助成制度を県独自に創設し、妊娠を希望する夫婦を応援
- ・子どもが安心して医療を受けることができるよう、中学校卒業（一部市町村では高校卒業）までの子どもの医療費について、市町村が地方単独事業として現物給付方式により助成し、県は対象経費の2分の1を補助

県と市町村等の結婚支援事業による婚姻件数

1,689件 (H24-R2)

信州こどもカフェ

159か所 (R4.3)

○「信州こどもカフェ」を拠点に子ども達が様々な困難を乗り越え、成長する力を育む

⇒ 学習支援や食事提供等の複数の機能を有する子どもの居場所である「信州こどもカフェ」の運営支援、地域プラットフォームの構築により、取組の普及拡大を支援



課題

- **世帯所得500万円未満の25～34歳の世帯では子どもを持つ選択が難しくなっている**（日本経済2021-22）が、**地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）は世帯所得400万円未満までを対象としており、十分にカバーできていない**
- 本県が令和3年7月に行ったアンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の影響で「出産に対して後ろ向きになった」との回答が4割弱、「結婚に対して後ろ向きになった」との回答も2割強と経済的・心理的不安感が一層増していることから、**更なる少子化が進行するおそれ**
- 子どもへの医療費助成に係る**事業実施のための経費や、現物給付の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置**といった財政的な負担が大きい
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子ども・若者を取り巻く課題が複雑になる中で、令和5年度におけるこども家庭庁の創設に向けて、国と地方公共団体が更に連携を強化して、**地域の実情を踏まえた取組を進めていく必要**
- 子どもの居場所づくりについては、現在、内閣府、文部科学省、厚生労働省で分掌されているが、**居場所づくりに係る統一の方針が示されておらず、補助事業も分かれていることから、取組の連続性・一体性・継続性が確保されないおそれ**

提案・要望

1 少子化対策における支援拡充（内閣府・厚労省）

地域少子化対策重点推進交付金について、結婚新生活支援事業の世帯所得に係る補助要件の緩和など、社会情勢を踏まえた少子化対策を長期的な展望で実現できる安定した財源を確保すること

少子化の克服に向けて、不妊検査への独自の助成を行う地方自治体に対する財政支援制度の創設、出産育児一時金の増額など、出産・子育てにおける経済的負担軽減を図ること

また、国の責任において全国一律の子どもへの医療費助成制度を創設するとともに、国による制度創設までの間は、現物給付化を実施することによる国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を、全ての年齢を対象に廃止すること

2 こども家庭庁創設に向けた地方自治体との連携強化（内閣官房）

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3.12)」では、こども政策の推進に当たり、具体的な実施を担う地方自治体との定期的な協議の場を設けることとされているが、政策の企画立案など実施の前段階から、地方自治体との協議の場を設けるなど実行性のある仕組みとすること

新たに定める子どもの居場所づくりについての指針は、地方自治体の意見を踏まえ、地域の実情に即したものとすること

また、関連補助事業については総額の拡充や統合など、地域において安定した財源により弾力的に運用ができるよう、見直しを図ること